
第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本方針1

脱炭素社会の実現

本市の特徴・取組

- 平均気温の上昇、猛暑日や大雨の増加など、私たちの身近な生活や自然環境への地球温暖化の影響が顕在化してきており、本市でも無縁ではありません。
- 本市では、これまで、「家庭でできる地球温暖化対策（岩倉版 COOL CHOICE）」や「住宅用地球温暖化対策設備の設置補助」、「緑のカーテン事業」などを進めてきました。
- 令和3年11月に実施した「環境に関する市民アンケート」によると、地球温暖化問題は、市民にとって最も関心のある環境問題となっており、「家の照明はこまめに切っている」をはじめ、各家庭において地球温暖化防止行動に取り組んでいます。
- しかしながら、「省エネ型の電気製品や機器の購入」や「1日の電灯使用時間を減らす」など取組余地がある行動もみられます。
- 事業所においても「日常的な節電」の取組は86.1%の事業所で行われていますが、「環境負荷の低い業務用自動車や作業車の導入」や「省エネルギーに配慮した建物の工夫」、「自然エネルギーの利用」、「省エネルギー型の機器・設備の導入」については、これからの課題となっています。

本市を取り巻く環境変化

- 地球温暖化防止という世界的課題に対し、「パリ協定」が2015年に採択され、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすると掲げられました。
- 令和2年10月、菅元首相が所信表明において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。
- 令和3年4月、菅元首相が気候変動サミットにおいて2030年までに温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）をめざすこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。
- 省エネルギーや電力の脱炭素化（再生可能エネルギーの拡大、原発再稼働）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する製造業の生産量の減少や旅客および貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等から、我が国の2020年度のCO₂排出量は2013年度比で18.4%減少したものの、道半ばという状況にあります。
- SDGsを取り入れた企業経営や行政運営が注目され、その対応が求められています。

将来展望（将来の姿）

- ①各家庭や事業所で省エネルギー型の家電製品や機器・設備が普及し、再生可能エネルギーの活用と地球温暖化対策の取組が日常的に行われるようになっており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて温室効果ガスの排出量が大幅に削減されています。
- ②事業所における脱炭素に向けた取組や市の環境配慮率先行動が定着しています。
- ③次世代自動車や充電設備（V2H）の普及が進んでおり、また、緑のカーテン事業に取り組む公共施設や家庭、事業所が増えているなど環境負荷の少ないまちづくりが展開されています。

| 成果を測るものさし（成果指標） | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|-----------------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 二酸化炭素排出量削減率（2013年度比） | 15.7% (R1) | 46.0% (R12) | 環境省提供の自治体カルテに基づく標準的手法による推計値 |
| 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助件数 | 66件/年 | 80件/年 | 当該年の補助件数 |
| 公共施設・事業所における緑のカーテン設置箇所数 | 33箇所 | 50箇所 | 当該年の設置箇所数 |
| 省エネ商品やリサイクル商品の購入に努めている市民の割合 | 19.6% (H30) | 40.0% | 市民意向調査での回答のあった割合 |

施策の内容



| 基本施策 | 単位施策と内容 |
|---|--|
| <p>1 環境にやさしい ライフスタイル の促進</p> | <p>①暮らしにおける省エネルギーの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> *地球温暖化対策に関する認知度の向上 *家庭でできる地球温暖化対策の推進 *フードマイレージの低減を図る観点からの地産地消の推進 <p>②省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> *住宅用地球温暖化対策設備の設置促進 *省エネ型家電製品等の利用促進 *次世代自動車の利用促進 *廃食用油の回収によるバイオ燃料としての再生促進 |
| <p>2 環境に配慮した 事業活動・行政 の率先行動の推 進</p> | <p>①事業所等における環境配慮行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> *温室効果ガス排出量削減に関する情報提供 *温室効果ガス排出量削減に関する事業者間の情報共有機会の創出 *中小事業者向け省エネ相談（愛知県事業）の普及啓発 *次世代自動車の導入促進 <p>②市の環境配慮率先行動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> *ノー残業デーの実施やノーネクタイ等軽装勤務の励行 *環境に配慮した庁舎管理 *公共施設における省エネ型機器や再生可能エネルギー設備の設置 *グリーン契約による環境負荷の少ない電力の調達 *公共施設のLED化の推進 *公用車における次世代自動車の導入 |
| <p>3 環境負荷の少な いまちづくりの 推進</p> | <p>①緑の保全と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> *緑の基本計画に基づく緑地の整備 *農地の保全 *樹林・樹木の保全 *緑のカーテンの普及 <p>②自動車における環境負荷の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> *道路交通の円滑化の推進 *次世代自動車の利用・導入促進 <p>③徒歩や自転車です生活できるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> *徒歩や自転車による移動の促進 *公共交通機関の利用の促進 *エコ モビリティ ライフの周知・啓発 *バリアフリー環境の向上とユニバーサルデザインの推進 |

マルチパートナーシップ型事業

| 事業名 | 概要 |
|------------------------|--|
| ①緑のカーテン拡大プロジェクト | 地球温暖化防止の取組の一環として、夏季の省エネルギー対策に有効な「緑のカーテン」の設置を、公共施設をはじめ各家庭や事業者などさまざまな主体とともに拡大していきます。 |
| ②脱炭素型機器・設備等の普及拡大プロジェクト | 従来の住宅用地球温暖化対策設備の導入支援に加えて、個人や事業者に対する次世代自動車や充電設備（V2H）等の導入支援を実施し、公民連携で普及啓発します。 |
| ③温室効果ガス排出量削減率先企業の設定 | 岩倉市の産業部門を代表する企業を「温室効果ガス排出量削減率先企業」として選定し、温室効果ガスの排出量削減を実践してもらうとともに、その取組を中小企業・小規模企業へ紹介することにより、市内の産業部門全体の温室効果ガス排出量の削減を促進します。 |

基本方針2

循環型社会の構築

本市の特徴・取組

- 全国に先駆け「環境保全都市宣言（昭和46年）」を行った本市は、地域主体の分別収集や古紙と古着の日などの実施により、市民生活の中にごみの減量化と資源化が浸透しています。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、他の自治体と比較して、大幅に少なくなっています。
- 市民の資源排出機会を増やすため、地区における分別収集に加えて、日曜資源回収ステーションやe-ライフプラザの開設により利便性の向上を図ってきました。
- 紙媒体等の排出量の減少や民間事業者による回収増加等により、資源化率は低下傾向が続いており、引き続き再資源化活動を促進していく必要があります。
- 再資源化よりも発生抑制と再使用が十分でないことから、市民・事業者・市が連携して、昨今問題になっているプラスチックごみの削減や食品ロスの削減に取り組んでいくことが求められます。
- 本市のごみ収集は、各地区で設置している集積場所における集団回収方式をとっていますが、ごみ出しのルール違反やポイ捨て等の不法投棄が課題となっています。
- 燃やすごみ等は、小牧岩倉衛生組合「小牧岩倉エコルセンター」で処理をしています。

本市を取り巻く環境変化

- 平成30年に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「2025年度までに廃棄物の埋立量を2000年度比約77%減」、循環型社会ビジネスの市場規模を「2025年度までに2000年度比約2倍」を目標に掲げ、持続可能な社会づくりとの統合的な取組を進めています。
- 食品ロス発生量の増加を背景に、国では「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットを踏まえて、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定め、その実現に向けて令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行しました。
- プラスチックごみによる海の生態系への悪影響の問題が契機となって、世界中で脱プラスチック議論が進み、日本でも令和元年に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。そして、2030年までに「ワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」や「バイオマスプラスチックを約200万トン導入」などの目標掲げプラスチック利用の削減、再資源化を進めています。
- 愛知県では、平成29年に策定した「あいち地域循環圏形成プラン」と令和3年に策定した「第5次愛知県環境基本計画」、さらには令和4年に策定した「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」に基づき、地域循環圏づくりの推進やあらゆる場面での3Rの促進など資源循環型社会づくりを進めています。

将来展望（将来の姿）

- ①不要なものや必要以上のものを買控え、ごみを減らし、長期使用・再使用に心がけ、資源として再生していく3Rが、市民の暮らし・事業者等の事業活動に浸透・定着しています。
- ②プラスチックごみの削減や食品ロスの削減につながるような行動が定着しており、市民のライフスタイルとして浸透しています。
- ③不法投棄がなくなり、ごみ集積場のごみ出しルールがしっかりと守られており、清潔で美しいまちの環境が保たれています。

| 成果を測るものさし（成果指標） | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|-------------------------------|---------------|--------|---------------------|
| 市民1人1日当たりの家庭系ごみ（資源ごみを含まない）排出量 | 446g/日 | 419g/日 | 年間収集ごみ量÷年度末総人口÷365日 |
| ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合 | 71.5% (R2) | 78.0% | 市民アンケート：「現在取り組んでいる」 |

施策の内容



| 基本施策 | 単位施策と内容 |
|---------------------|---|
| 1 ごみの 減量化・資源化 | ①3Rの推進と情報発信 <ul style="list-style-type: none"> *ごみに関する情報発信と分別ルールを意識啓発 *使い捨てプラスチック製品の使用抑制 *学校における3Rの推進 *事業者や市民団体等と連携した3Rの啓発・推進 |
| | ②事業所におけるごみの減量化・資源化 <ul style="list-style-type: none"> *事業系廃棄物減量計画書の作成支援と実行の促進 *「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布 |
| | ③リサイクル活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> *リサイクルの効率化に向けた分別品目の新設・統合などの検討 *日曜資源回収ステーションとe-ライフプラザの適切な運営 *イベントの機会を活用したリサイクル品の販売 *資源ごみ回収団体助成事業の推進 |
| | ④生ごみ等の減量化・資源化 <ul style="list-style-type: none"> *食品ロス削減の推進 *生ごみ処理機の普及 |
| 2 廃棄物の 適正処理 | ①廃棄物不法投棄対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> *不法投棄防止の警告板や防犯カメラ等の設置 *不法投棄防止パトロールの実施 |
| | ②集積場所の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> *ごみ集積場所の清潔・安全かつ適正な維持管理 *ごみ出しルールの周知・啓発 |
| | ③ごみ等処理施設の管理運営 <ul style="list-style-type: none"> *小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営 *愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営 |

マルチパートナーシップ型事業

| 事業名 | 概要 |
|--------------------|--|
| ①食品ロス削減チャレンジプロジェクト | <p>地元の食品小売店や飲食店、市民団体などと連携して食品ロス削減を推進します。</p> <p>また、地元の企業などと連携して、フードドライブをはじめとした食品ロス削減に資する公民連携型プロジェクトの推進とその体制構築をめざします。</p> |

基本方針3

自然との共生と生物多様性の保全

本市の特徴・取組

- 本市中心部を流れる五条川は、川岸の桜並木をはじめ豊かな自然環境を有しており、本市の代表的景観、憩いの空間となっています。
- ビオトープとして整備された自然生態園では、失われつつある自然環境が保全・復元され、自然環境学習の拠点として、生物調査など市民による自然の保全活動が取り組まれています。
- 多様な生態系を保全していくため、引き続き市民団体などとの生物調査によって、生態系の変化などを把握しながら、守るべき生態系を明確にしていく必要があります。
- 外来生物の侵入により、本来そこにあった生態系がくずれてしまうことが懸念されていることから、外来生物を駆除する取組を公民連携で進めています。在来種を守っていく取組も求められます。
- 他の環境問題に比べて自然との共生への関心が低く、生物多様性についてもあまり知られていないことから、理解を促進する必要があります。

本市を取り巻く環境変化

- 近年では、プラスチックごみによる海洋汚染に伴う海鳥・海洋生態系への悪影響などが問題となっています。
- 平成22年に名古屋市で開催された「国連生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」を契機に、生物多様性への社会的な関心が高まるとともに、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、「生物多様性を社会に浸透させる」などの5つの基本戦略が推進されています。
- 平成30年に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、循環共生型の社会をめざし、自然資本の維持・充実・活用、生物多様性の保全・回復などに重点的に取り組んでいます。
- 愛知県では、令和3年に「あいち生物多様性戦略 2030」および「第5次愛知県環境基本計画」を策定し、生物多様性や海洋プラスチックごみ問題など新たな環境課題への対応やSDGsの考え方を踏まえた持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

将来展望（将来の姿）

- ①生物多様性に対する市民・事業者の理解が高まっており、身近な自然と関わった暮らしや事業活動、生物多様性につながるような取組が営まれています。
- ②五条川や自然生態園などをはじめとした市内各所が、自然と親しめる場として保全・活用されています。
- ③公園や街路、公共施設、各家庭など市内のいたるところで在来種の生物が見かけられるようになっており、外来生物が市内であまり見かけられなくなっています。

| 成果を測るものさし（成果指標） | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|--------------------------|---------------|-------|----------------------------|
| 五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合 | 73.5% (R2) | 80.0% | 市民アンケート：「とても感じている」＋「感じている」 |
| 生物多様性の保全に関わっている事業所数 | 2箇所 | 50箇所 | 当該年の事業所数 |
| 生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数 | 9回 (R1) | 15回 | 当該年の実施数 |

施策の内容



| 基本施策 | 単位施策と内容 |
|---|--|
| <p>1 生物多様性への 理解促進</p> | <p>①市民や事業者等への周知・啓発 * 生物多様性に関する認知度の向上 * 市や市民団体が実施する環境イベントの周知・啓発</p> <p>②生物多様性に関する環境学習等の推進 * 市民や事業者向け環境講座等の開催 * 市職員向け研修・学習会の実施</p> |
| <p>2 自然との共生</p> | <p>①五条川の環境整備と保全 * 五条川自然再生整備等基本計画に基づく多自然川づくり * 五条川親水事業の推進 * 五条川桜並木の保全 * 五条川沿いの散策環境の充実 * 河川清掃による水辺の美化と海ごみゼロウィークへの参加</p> <p>②緑の保全と創造【再掲】 * 緑の基本計画に基づく緑地の整備 * 農地の保全 * 樹林・樹木の保全 * 緑のカーテンの普及</p> |
| <p>3 身近な地域での 生物多様性の 保全・創出</p> | <p>①生きものの生息調査等の実施 * 自然生態園や五条川、多自然調整池等における生きものの生息調査の実施 * あいちの生物多様性モニタリングの実施 * 流域モニタリング調査の実施</p> <p>②在来種の保護と外来種対策 * 身近な場所での在来種の保護 (いわくら生きものガーデン事業の推進など) * 外来種の対策・駆除</p> <p>③自然生態園の適切な管理運営 * 園内の適正管理と生態系の保全 * ワークハウス内の展示物や資料の充実 * 自然生態園での行事の実施</p> <p>④県や協議会との連携 * 県と連携した取組 * 尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携した広域的な取組</p> |

マルチパートナーシップ型事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------|--|
| ①在来種を育てよう運動 | 身近な地域における生物多様性を保全していくため、各家庭や各事業所等で在来種の草花や樹木、生きものなどを育てていく運動を進めます。 |
| ②外来生物バスターズ | 市民や事業者など多様な主体の参画により、外来種の早期発見による生態系かく乱の未然防止や外来生物の駆除作戦を展開します。 |

基本方針4

安全・安心・快適な生活環境づくり

本市の特徴・取組と社会動向変化

- 公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる『大気汚染』『水質汚濁』『土壌汚染』『騒音』『振動』『地盤沈下』『悪臭』により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されています。とりわけ、感覚公害とされる『騒音』『振動』『悪臭』は日常生活に関係の深いものであり、その規制や指導については、地域に密着した市の役割となっています。
- 公害のないまちとするため、本市では、河川の水質や道路の騒音について監視し、環境基準等の達成状況を把握しています。また、愛知県では、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気測定局を設置し、微小粒子状物質（PM2.5）を含む大気汚染物質を常時測定し、その結果を公表しています。
- 平成30年に実施した「市民意向調査」の結果によると、公害の防止対策に満足している市民は平成20年に比べて上昇しているものの、日常生活からの騒音や野焼き、ペットのふん害に関する苦情（都市・生活型公害）は依然として多くを占めています。
- 一方、たばこの火による火傷や吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱、副流煙による望まない受動喫煙など、路上喫煙に関してさまざまな問題が指摘されていることを受け、本市では、喫煙者と非喫煙者が互いに快適で暮らしやすい地域環境を形成することを目的とした「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」を令和3年度に制定し、路上喫煙禁止区域を指定するなど路上喫煙の規制を行っています。
- 本市では、市民参加による一斉清掃美化活動「クリーンチェックいわくら」や道路や公園等で日常的な清掃活動等を行う「アダプトプログラム」などを長年にわたって実施していますが、きれいなまちを維持していくためには、若い世代をはじめ、より多くの市民が楽しく参加できる方法により地域の美化活動を発展させていく必要があります。

将来展望（将来の姿）

- ①周囲の生活環境への影響に配慮した市民生活、事業活動が行われており、産業型公害や都市・生活型公害の少ない、誰もが安全で安心して暮らせるまちになっています。
- ②市民一人ひとりの地域環境に対する意識やモラルが高まっており、若者も含めたあらゆる世代の市民が楽しみながら美化活動に参加し、誰もが気持ちよく快適に暮らせるきれいな地域環境になっています。

| 成果を測るものさし（成果指標） | 現状値 | 目標値 | 指標の説明 |
|--------------------|----------------|----------|--|
| 公害防止対策に満足している市民の割合 | 77.9% (H30) | 80.0% | 市民意向調査：「満足」＋「やや満足」＋「普通」 |
| 五条川待合橋地点のBOD値 | 1.9mg/ℓ | 1.2 mg/ℓ | 当該年の測定値 |
| 環境美化活動に取り組んでいる人数 | 7,555人 (R1) | 9,000人 | クリーンチェックいわくら・アダプトプログラムの日の一斉清掃・水生生物調査等の参加者数 |

施策の内容



| 基本施策 | 単位施策と内容 |
|------------------|--|
| 1 公害対策の推進 | ①環境測定・監視等の実施 ＊河川等の水質調査の実施 ＊地盤沈下測定の実施 ＊騒音・振動・悪臭測定の実施 |
| | ②産業型公害と都市・生活型公害の防止 ＊国や県との連携による公害対策の徹底 ＊公害発生工場や作業等への指導と支援 ＊光化学スモッグなど有害化学物質への迅速な対応と情報発信 ＊野焼きやペットのトラブルなど都市・生活型公害への対応 |
| 2 清潔で美しいまちづくり | ①良好な生活環境の創出 ＊暮らしのマナー向上のための周知・啓発 ＊アダプトプログラムなど環境美化活動の推進 ＊五条川等の河川清掃 ＊喫煙者と非喫煙者がともに快適に暮らせる環境づくり |
| | ②公衆衛生対策の推進 ＊公共下水道の整備と維持管理および接続促進 ＊合併処理浄化槽の普及促進 ＊害虫対策の推進 |

マルチパートナーシップ型事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------|--|
| ①新たなクリーンアッププロジェクト | 従来の清掃活動に加えて、スポーツや遊びの要素を取り入れた新しいスタイルのレクリエーション型・多世代参加型のクリーンアッププロジェクトを展開します。 |
| ②ペット共生化プロジェクト | 犬のふん害や野良猫・捨て猫問題を解決するため、飼養者や動物病院、地域や市民団体などと協働し、飼い主のマナーの向上やペット問題の未然防止により、ペットと共生したまちづくりを進めます。 |

